第

2562

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年) 平成16年 6月 17日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 別荘と交際費

 Q : 当社は、得意先の接待に別荘を使用することを検討しています。別荘を購入するか、 賃借するか、資金繰り等を含めて決定したい のですが、税務上、購入と賃借では交際費の 取扱いはどう違いますか?

A:購入した場合の減価償却費や維持管理費は交際費等に含まれませんが、賃借した場合はその支出する費用の全額が交際費等になります。

【解説】

交際費等とは、法人が、その得意先、仕入 先その他事業に関係のある者等に対する接待、 供応、慰安、贈答その他これらに類する行為 のために支出するものをいいますが、ご質問 の場合の取扱いは、次のようになります。

①別荘を購入した場合

減価償却費は、時の経過とともに費用化されるものであって、その事業年度における接待等のために具体的に支出されるものではありませんから、別荘が接待等のために実際に使用されたとしても、その減価償却費は交際費等に該当しないこととなります。また、別荘の保有に伴って支出する固定資産税や火災保険料、修繕費などの維持管理費も同様に交際費等には含まれないものと考えられます。

②別荘を賃借した場合

他人が所有する別荘で接待等を行うために、 具体的に支出する賃借料は、たとえその賃借 料に別荘の減価償却費や維持管理費に相当す る金額が含まれていたとしても、賃借料の全 額が交際費等に該当することになります。







